

## 第4回農地部会議事録

- 1 招集日 平成30年4月5日(木)
- 2 開会日時及び場所  
平成30年4月5日(木) 午後1時55分  
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成30年4月5日(木) 午後2時58分
- 4 委員氏名

(1)出席者(17名)

1番	水口 正好	4番	渡部 篤	7番	渡辺 勝美	8番	本田 岩勝
9番	林田 剛	10番	横田 晴喜	11番	松尾 文昭	14番	吉田 良一
15番	平野 利光	16番	森崎 茂徳	18番	内田 弘幸	24番	草野 定
28番	田浦 則利	32番	鶴殿 徳康	33番	渡邊 茂徳	34番	馬場 保
36番	川内 幸徳						

(2)欠席者(1名)

3番 大島 忠保

(3)部会長の依頼により出席した委員(1名)

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
参事	増富 浩彦
主事	渡部 晋介
嘱託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第20号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 議案第21号 農用地利用配分計画(案)に係る意見徴取聴取について

---

午後1時55分開会

○事務局長（坂本 英知君） それでは、農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定に達しております。部会長、開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さんこんにちは。年度初めということもありまして、何かと忙しい中、昼間のご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、進めさせていただきます。

ただいまから平成30年第4回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。

各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第20号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第21号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、以上、4件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立し、マイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速、議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、33番、渡邊委員、36番、川内委員、両委員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第18号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号137番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（33番 渡邊 茂徳君） 議席番号33番、渡邊です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号137番については、不在地主である姉が弟へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号137番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第18号、受付番号137番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号138番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 議席番号18番、内田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号138番については、子が親から借り受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号138番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご意見がないようですので、議案第18号、受付番号138番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号139番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 議席番号18番、内田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号139番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号139番についてご質疑がありましたらお願いします。

○参事（増富 浩彦君） 事務局からいいでしょうか。

○議長（馬場 保君） はい。

○参事（増富 浩彦君） 今のこの案件なんですけども、議案の訂正をお願いいたします。議案書の3ページ、139番。一番右のほうに行ってもらって、移動の理由、経営規模拡大のためとなっております。中部調査会では訂正はしてもらったんですけども、東部と西部は訂正をしておりませんでしたので、そこを経営規模拡大の目的を耕作利便のために訂正をお願いします。

あわせて別添1の8ページの一番下のほうの四角の中で、譲受人の理由で、経営規模の拡大を耕作

利便のために訂正をお願いします。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第18号、受付番号139番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号140番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号140番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号140番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご意見がないようですので、議案第18号、受付番号140番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号141番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（9番 林田 剛君） 議席番号9番、林田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号141番については、兄が妹へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号141番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第18号、受付番号141番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。  
事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第19号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号75番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 議席番号18番、内田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号75番については、申請人は農業用倉庫用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号75番についてご質疑がありましたらお願いいたします。森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 16番、森崎です。

これは土地代が10万って書いてありますが、宅地にしてはえらい安かですね。場所が悪いんですか。

○委員（18番 内田 弘幸君） 山の中です。

○委員（16番 森崎 茂徳君） はい、了解です。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第19号、受付番号75番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号76番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号76番について、申請人は一般個人住宅用地への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満

の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たっては何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号76番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第19号、受付番号76番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号77番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号77番について、申請人は仮設事務所及び駐車場用地への一時転用を計画されております。申請地は農振白地であり、宅地等が連たんしていることから、第3種農地であると考えられます。現地確認においては、必ず農地に復元をするよう強く意見が出されておりましたので、地元農業委員、事務局で経過を見守ることとなりました。許可に当たっては問題はないと思われま

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号77番についてご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） これは1年に140万ですか、賃借料は。

○参事（増富 浩彦君） 1回で140万、1年ちょっとです。

○委員（16番 森崎 茂徳君） えらい高いですね。土地が買えるぐらいの値段。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第19号、受付番号77番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号78番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。本田委員。

○委員（8番 本田 岩勝君） 議席番号8番、本田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号78番について、申請人は駐車場用地への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって問題ないと思われれます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号78番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第19号、受付番号78番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第20号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

本案件につきましては、渡辺勝美委員と森崎委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第2項の規定により退席をお願いいたします。

〔7番 渡辺 勝美委員、16番 森崎 茂徳委員 退場〕

○議長（馬場 保君） 事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第20号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

11ページ、24番から13ページ、34番は所有権移転による案件、13ページ35番、36番は農地中間管理機構への貸付による案件です。議案第20号に対する質疑を行います。

まず、8ページから10ページについてご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、11ページから13ページについてご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第20号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

ここで、渡辺勝美委員と森崎委員の入室を求めます。

〔7番 渡辺 勝美委員、16番 森崎 茂徳委員 入場〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。

次に、日程第5、議案第21号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。  
事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第21号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第21号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第21号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第21号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時58分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 4月 5日

議 長

署名委員

署名委員